

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット玉野長尾店
所在地 玉野市長尾字荒馬六一〇一〇一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社平成興業
住所 倉敷市水島高砂町五一
代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 千五百三十二平方メートル
(変更後) 二千六百四十六平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 百九台
(変更後) 百十六台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 四十六台
(変更後) 七十六台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 三十六平方メートル
(変更後) 六十平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 十一・四立方メートル
(変更後) 十七・二立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 株式会社仁科百貨店 午前九時
(変更後) 株式会社仁科百貨店及び株式会社ザグザグ 午前九時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 株式会社仁科百貨店 午後十時
(変更後) 株式会社仁科百貨店及び株式会社ザグザグ 午後十時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 四箇所

(変更後) 四箇所 (出入口三及び出入口四については、午後十時で閉鎖する。)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一 午前五時から午後十時まで

(変更後) 荷さばき施設一 午前五時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前八時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十五年十二月四日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇一五

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九一

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

二 届出年月日

平成二十五年四月三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年八月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課